

平成24年1月27日
独立行政法人 郵便貯金・
簡易生命保険管理機構

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害の被災者に対する 普通貸付金の非常即時払に適用する利率の軽減措置の受付期間について

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、簡易生命保険契約について、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害の被災者の方々を支援するため、普通貸付金の非常即時払に適用する利率の軽減措置を行っているところですが、その受付期間を平成24年3月30日（金）までとします。

このため、簡易生命保険契約の普通貸付金の非常即時払に適用する利率は、平成24年4月2日（月）受付分から下表のとおり非常即時払の貸付利率となります。

1 簡易生命保険契約の普通貸付金の非常即時払に適用する利率の軽減措置の受付期間

簡易生命保険契約について、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害の被災者の方々に対して実施している普通貸付金の非常即時払に適用する利率の軽減措置の受付期間は平成24年3月30日（金）までとします。

（年利率）

	軽減措置 〔平成23年3月14日（月）から〕 〔平成24年3月30日（金）まで〕	非常即時払の貸付利率 〔平成24年4月2日（月）から〕
下記以外	1.50%	予定利率 (1.50～6.00%)
平成15年1月1日（水）以後 ご加入の一時払年金	1.00%	予定利率 (1.00%)

※貸付期間（1年）を経過しますと、利率はそれぞれ2%高くなります。

2 お客さまのお問い合わせ先

かんぽコールセンター 0120-552950

受付時間 平日 9:00～21:00

土、日、休日 9:00～17:00（1月1日から1月3日を除きます。）